

____様（以下「契約者」という。）と株式会社フェリーツェが営む「訪問看護ステーションフィーロ」（以下「事業者」という。）は、事業者が契約者に対して行う訪問看護又は介護予防訪問看護について次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法関連法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（訪問看護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」の内容を利用者及びその家族に説明しご承諾をいただきます。

第4条（訪問看護内容）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者の居宅に訪問看護師等を派遣し、契約者に対して心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。看護内容は重要事項説明書、3に記載された内容とする。

第5条（主治医及び居宅介護支援事業者等との連携）

- 1 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護サービスの提供を開始します。
- 2 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携に努めます。
- 3 事業者は、契約者に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、契約者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保険・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第6条（利用料金）

利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書別紙】に定める利用単位毎の単価をもとに計算された月ごとの合計額を翌月に支払います。事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収証を発行します。利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第7条（サービスの中止）

1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2 利用者がサービス提供日の前日 17 時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【重要事項説明書】に定める金額を請求することができます。

第8条（料金の変更）

1 事業者は、利用者に対して、介護保険法関連法令の改正等による利用料金の変更（増額また減額）を申し入れることができます。この場合は、当該改正日の 30 日前までに利用者に文書で通知します。

2 利用者が利用料金の変更を承諾する場合、新たな利用料金に基づく【重要事項説明書別紙】を作成し、互いに取り交わします。

3 利用者は、利用料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、利用日の 7 日前までに申し出るにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

1 契約者は、事業者に対して、7 日前の予告期間において伝えることで、この契約を解約することができるものとします。ただし、契約者の病変・急な入院などのやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、契約者に対して 1 か月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することでこの契約を解約することができるものとします。

3 次の事由に該当した場合は、契約者は文書で通知することで直ちにこの契約を解約できるものとします。

一 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

二 事業者が守秘義務に反した場合

三 事業者が契約者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合

四 事業者が破産した場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで、直ちにこの契約を解約できるものとします。

- 一 契約者のサービス利用料金の支払いが、2か月以上遅延し料金を支払うように催告したにもかかわらず、これが支払われない場合
- 二 契約者又はその家族などが、事業者や訪問看護員に対して、この契約を継続しがたいほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
- 三 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、この契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
- 四 契約者が、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- 一 契約者の要介護又は要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- 二 契約者が介護保険施設に入所した場合
- 三 契約者の所在が2週間以上不明となった場合
- 四 契約者が死亡した場合

第10条（秘密保持）

- 1 事業者及びサービス従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者及び家族からあらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いません。

第11条（賠償責任）

- 1 事業者は、この契約に基づいてサービスを提供するにあたって、事業者もしくはサービス従業者の故意や過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。ただし、その損害について、利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務、もしくはサービス従業者の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除をすることができるものとします。
- 2 利用者は、居宅において、故意または過失若しくはこの契約上の利用者の義務に違反して、事業者もしくはサービス従業者または他の利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項のただし書きを準用します。
- 3 事業者及び利用者は、前2項の賠償は、誠意をもって速やかに対応し、履行するものとします。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は、かかりつけ医もしくは医療機関に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第15条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、事業者と契約者は双方誠意を持って協議するものとします。

第16条（管轄裁判所）

この契約に関して、訴訟となる場合は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とするものとします。

